## 平成30年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況 《神戸市灘区民ホール指定管理者》

○ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
監査結果の概要	措置內容	措置状況
(2) 意見		
② 利用料金の取り扱いについて		
区民ホールに適用される神戸市立区民セ	灘区民ホールにおける 1 階ロビー北	措置済
ンター条例では、指定管理者に区民ホール	側スペースは、指定管理者の自主事業	
の利用に係る料金(以下「利用料金」とい	である、キッズダンス、ヨガ等の市民	
う。)を指定管理者の収入として収受させる	講座の開催場所として利用されてお	
としているが,指定管理者が,自主事業とし	り、当該講座は市民相互の交流及び地	
て, 公募団体と共催で市民講座 (参加料徴収	域活動の振興に寄与しているものであ	
あり)を開催するため、利用料金を定めてい	る。	
ない自由使用施設である 1 階ロビー北側を	当該スペースの利用料金は条例の規	
会場として占用使用し、当該共催団体から	定がされていないが、会議室に準拠し	
運営費負担金として会議室の利用料金に準	た金額を利用料金として徴収していた	
拠した金額を徴収していた例があった。	ため、指定管理者に対しこれを改める	
しかしながら,講座開催にあたり,当該共	よう指導を行った。	
催団体からは,同じ金額が利用料金として	当該市民講座の開催にあたり、講座	
記載された会場の利用申込書を提出させて	の広報費や講師との調整にかかる事務	
いた。	費等が発生することから、これらを踏	
本市所管局は、条例の定め等のない施設	まえた運営費負担金を設定し、指定管	
の利用に関して、その取り扱いを明確にし	理者はこれを講師から徴収することと	
たうえ、必要な場合は条例で規定するなど	した。	
適切な対応を取るとともに、指定管理者が	また、今後当該施設を上記目的によ	
適正な処理を行うよう指導されたい。	り使用する場合は、市に対して使用許	
	可申請を行うよう、指定管理者に対し	
	て指示した。	